

アムネスティ・インターナショナル

# 死刑廃止ニュース

## 2008年1月-3月

AI Index: ACT 53/002/2008

今号で取り上げた国・項目

マリ、ナイジェリア、チュニジア、グアテマラ、米国、中国、インドネシア、北朝鮮、ベラルーシ、イラン、サウジアラビア、アラブ人権憲章、国連総会第62会期に提出された口上書

2008年4月11日

# アフリカ地域

## マリ- 死刑廃止法案、次期国会で審議

2007年10月に政府が採択した死刑廃止法案は、2008年4月の次期国会で審議予定である。

## ナイジェリア- アムネスティの声明に対する反応

アムネスティ・インターナショナルは2007年12月17日、ナイジェリアで執行された死刑を非難するプレスリリースを発表した。これは、ナイジェリア国内および世界中から高い関心を集めた。詳細は以下で閲覧可能。

「ナイジェリア：国際社会を欺く死刑に関する情報」(英文)

<http://www.amnesty.org/en/for-media/press-releases/nigeria-government-misleads-world-about-death-penalty-record-20071217>

同日本語版

[http://www.amnesty.or.jp/modules/news/article.php?storyid=417&sel\\_lang=japanese](http://www.amnesty.or.jp/modules/news/article.php?storyid=417&sel_lang=japanese)

「ナイジェリア：死刑をやめ、執行を停止せよ」(英文)

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFR44/030/2007/en/AFR440302007en.html>

アムネスティは、ナイジェリア連邦政府からもカノ州政府からも正式な返答を受け取っていないが、アムネスティが出したプレスリリースには、以下をはじめとする多くの反応があった。

カノ州司法長官アリユ・ウマルはフランス通信社AFPに対し、「アムネスティが言っていることはすべて嘘で、ナイジェリアの裁判手続きについて全く無知であるという証拠だ」と述べた。しかし同長官は死刑の執行があったことを否定せず、「死刑が執行されるまでにはあらゆる法的手続きが尽くされており、またすべての既決囚には弁護人がついて」と語った。ナイジェリアの新聞ヴァンガード紙によれば、ラゴス州刑務所当局は、当初、秘密処刑をしているとの主張は根拠がないだけでなく「ナイジェリアの敵がねつ造した悪意ある嘘」であると述べたという。1月末パンチ誌は、刑務所の幹部職員が、死刑執行は「完全に合法的で、適正な手続きにのっとったものだった」と認めた、と報じた。

前政権は2007年5月17日に、一部の死刑囚を釈放すると発表した。しかしアムネスティは2008年2月、釈放されるべき死刑囚のほとんどが、実際にはまだ死刑囚のままだと報告した。ナイジェリアには約800人の死刑囚がいる。中には25年以上も死刑囚として暮らしている人も複数いる。およそ200人が、1999年以前の軍政時代に、強盗・火器に関する法廷で死刑判決を受けたため、一度も上訴していない。こうした法廷では上訴権が認められていないからである。詳しくは、「ナイジェリア：囚人の権利が組織的に侵害されている」(AFR44/001/2008、2008年2月26日付)を参照。アムネスティのHPでも閲覧可能。

<http://www.amnesty.org/en/library/info/AFR44/001/2008/en> (英文)

## チュニジア- 死刑廃止法案、国会に提出

2008年3月4日、25名の野党議員が死刑廃止法案を国会に提出した。チュニジアでの最後の死刑執行は1991年だった。

# アメリカ地域

## グアテマラ- 執行再開のおそれ

下院は2月12日、「死刑判決を受けた者の刑の減軽に関する法律」として知られる法令06-2008号を承認した。これにより、死刑判決を受けた人が大統領恩赦を求める手続きが定められた。これは前向きの進展のようにみえるが、実際にはこの法令によって死刑執行の再開に道が開かれた。これまでは、大統領恩赦手続きがなかったために、事実上の執行停止状態が長く続いていた。

3月14日に大統領が拒否権を発動したため、現在この法令は下院で二度目の審議に入っている。この法案に定められた手続きには、恩赦が認められる基準についての言及も定義もない。これは米州人権裁判所(IACHR)の裁定に違反するものである。IACHRはグアテマラに対し、個々の恩赦申請を評価する際の明確な基準を定めるよう命じている。グアテマラの憲法も、国際人権条約は国内法に優先するとしており、米州人権条約違反ということになる。

さらに、この法令は、減刑申請から30日以内に大統領が結論を出さなければ、申請は「暗に却下」されたと考えられると定めており、執行が可能になる。アムネスティは、このような規定は死刑執行を促進するために利用されるおそれがあること、そして死刑囚の上訴の機会を奪うおそれがあることを懸念している。またアムネスティはこの「否定的な意味での行政の沈黙」のようなやり方は、個々のケースについての評価のために具体的な基準を設け、それぞれの事情を十分に考慮すべきという義務に反するものであると考える。さらに、このような行政の沈黙は、国際機関に上訴し裁判が係属中である囚人の処刑につながるものである。

## 米国- グアンタナモの囚人7人に対し死刑求刑

2月11日、国防総省は2001年9月11日の同時多発テロ攻撃に関連する罪でグアンタナモ収容所に拘束されている6人の囚人を起訴し、合同裁判によって死刑を求刑することにしたと発表した。このうち5人は、2006年9月にグアンタナモに移送されるまで3年以上にわたり中央情報局(CIA)によって、場所が明らかにされていない施設で秘密拘禁されていた。CIAはこの5人のうち少なくとも1人(ハリド・シェイク・モハメド)を、「水責め」の拷問にかけたことを認めている。6人のうち、残るもう1人(モハメド・アルカタニ)も、グアンタナモで2002年末に拷問や虐待を受けた。この時は、犬を使って脅したり、性的またその他の侮辱、服を脱がせる、頭部を完全に覆う目隠し、大音量の音楽をかける、ホワイトノイズ、睡眠妨害、空調を操作して極度の暑さ寒さにさらすなどの方法が使われた。

さらに、2008年3月31日、国防総省は同じく2006年9月にCIAの秘密拘禁施設からグアンタナモに移送された囚人のうち、タンザニア国籍のアハメド・ハルファン・ガイラニを起訴したと発表した。ガイラニは、1998年8月7日にタンザニアのダルエスサラームにある米国大使館の爆破により11人が死亡、数十人が負傷した事件に関与したとして軍事委員会法に基づき起訴された。政府はガイラニに対しても死刑を求刑する方針である。

アムネスティは、上記の6人に対する軍事委員会の手続きは公正な裁判の国際基準に沿っていないと考えている。軍事法廷は人権侵害を行なった政府の部局から独立しておらず、

その人権侵害を不問に付す可能性がある。とくに懸念されるのは、軍事委員会が、残虐、非人道的あるいは品位を傷つける取り扱いによって得た情報を証拠として採用でき、政府が、情報を得るために使用したそれらの方法を秘密にすることができる点である。

## 米国、ジョージア州- 無実の可能性のあるトロイ・デイビス死刑囚に再審認められず

2008年3月17日、ジョージア州最高裁は、トロイ・デイビス死刑囚に対する再審について、有罪確定後にみつかった無罪を立証するための証拠調べを4対3の評決によって却下した。デイビスは警官殺しの罪で16年以上も死刑囚監房にいる。本人は無実を主張している。裁判に出廷した検察側証人の多くは、後に証言を撤回したり否定したりしている。デイビスのケースは州の恩赦委員会に差し戻される見込みである。

## 米国、メリーランド州- 死刑研究委員会を設置

2008年3月、メリーランド州議会は、同州の死刑について研究する委員会を設置することを可決した。設置されたメリーランド州死刑委員会は、州内の死刑の適用について、人種的、社会経済的、地域的な格差がないか調査するとともに、死刑にかかるコストや無実の人を処刑する危険性についても調べる。委員会は12月15日に結果を報告する予定である。

## 米国、ミシシッピ州- 無実の男性、釈放

ミシシッピ州で、有罪判決後にDNA鑑定で無実が証明されたケネディ・ブルワーが釈放された。ブルワーは少女を強姦し殺害したとして1995年有罪判決を受け、12年間死刑囚として過ごした。ブルワーは2007年に、再審を前に保釈されていた。2008年2月、判事はブルワーに対する起訴を棄却した。

## 米国、ネブラスカ州- 電気椅子による処刑を禁止

2月8日、ネブラスカ州最高裁は、電気椅子による処刑は、残虐で異常な刑罰を禁止した同州憲法に違反すると裁定した。「既決囚は、犯した罪が何であれ、拷問によって死ぬべきではない」と裁判所は記した。州司法長官は声明を発表し、「私たちはこれから、別の執行方法に変更するための法律上の手続きに移る。ネブラスカ州の大多数の人びとが死刑を支持している。憲法にのっとった執行方法が求められている」と述べた。同長官はまた、今回の最高裁の裁定の再考を求めるとも発表した。4月9日、裁判所はこの再考要請を拒否した。司法長官は、連邦最高裁に上訴するという声明を出した。

## 米国、ネブラスカ州- 死刑廃止法案、否決

3月、ネブラスカ州議会は死刑廃止法案を28対20で否決した。

## 米国、ペンシルバニア州- ムミア・アブ・ジャマルに対する死刑判決が覆される

元ジャーナリストで政治活動家のムミア・アブ・ジャマルに対し、警官殺しの罪で言い渡された死刑判決を覆す決定が下級審で出され、連邦上訴裁判所がこの決定を支持した。第三巡回上訴裁判所の決定によれば、ムミアに対する有罪判決は維持されるべきだが、原審では、情状酌量の証拠をどう考えるかについて、陪審が不正に誘導されたため、あらたな判決公判を受けるべきであるということだった。検察が今回の決定に異議を申し立てず、またあらたな判決公判に強権を発動しなければ、ムミアの刑は自動的に終身刑に変更される。

## 米国、テキサス州- 裁判所の裁定は領事関係に関するウィーン条約違反

2008年3月25日、国際刑事裁判所(ICJ)の判断に従う義務があるテキサス州対メキシコ人死刑囚の裁判で、合衆国連邦最高裁はテキサス州の勝訴と判断した。この、テキサス州対メデリンの裁判は、6対3で州が勝訴したが、事件は1993年にヒューストンでジェニファー・アートマン(14歳)とエリザベス・ペナ(16歳)が殺されたというもので、ホセ・メデリンは死刑判決を受けた5人のうちの1人である。死刑判決を受けた5人はいずれも犯行時10代だった。

1963年の領事関係に関するウィーン条約(VCCR)第36条に基づき、テキサス州当局はホセ・メデリンを逮捕後、拘禁されたことをメキシコ領事館に知らせる権利があることを本人に「遅滞なく」告知すべきだったが、当局はこれを怠った。メキシコ政府は50人以上の在米メキシコ人死刑囚についてICJに申し立てているが、メデリンもその1人となった。VCCRの紛争の義務的解決に関する選択議定書を批准している米国に対し、ICJはウィーン条約違反について法的拘束力のある賠償を命じることができる。2004年3月31日、ICJは、逮捕後に領事館に連絡する権利について被拘禁者に告知しなかったことで、米国がVCCR第36条に違反したとする判決(アヴェナ判決)を出した。ICJは、被告側のウィーン条約違反を明確化するために、「この違反への賠償として、米国は国内の法廷で判決を見直し再審理する許可を与える義務がある」と述べた。

3月25日、合衆国最高裁は、ICJのアヴェナ判決は、連邦法として自動的に効力をもつものではないと裁定し、州の裁判所に対する、ICJの裁定に従えという大統領の命令はこれに優先しないとした。多数意見は、「非自働執行条約から生じる国際的な義務を国内法に移し替える責任は下院にある」というものだった。したがって、ホセ・メデリンをはじめとして、この件の影響を受けるメキシコ人死刑囚のためにICJが課した効果的な法的見直しを実施するためには、下院が、条件を満たすような立法措置をとることが必要となる。

国際条約法に関するウィーン条約に基づき、米国は国としてこの条約の義務に従う義務があり、国内法の規定を持ち出して、条約を履行しないことを正当化することはできない。どのような方法で条約の規定を遵守するかは、米国政府に任されるが、遵守はしなければならない。最高裁はこの問題を政府の他の部局に事実上一任した。この問題をとりあげ、アヴェナ判決に従うことを保証するのは、一任された部局にかかっている。

## 米国、バージニア州- 死刑の適用拡大、ケイン州知事が拒否権

2008年3月5日、ティム・ケイン知事は殺人の共犯に対して死刑を拡大適用する法律に拒否権を発動した。バージニア州には「トリガーマン・ルール」(実行犯に罪があるとするルール)があり、死刑相当事件の実行犯のみに死刑の適用が可能である。今回の法案は下院および上院を通過し、委託殺人と「継続的犯罪エンタープライズ」が関与する殺人、テロ行為などの事件の密接な共犯者への死刑適用が可能になる予定だった。拒否権を発動した理由についてケイン知事は、「バージニア州は今でもすでに国内で2番目に執行数の多い州だ。今回の法案で対象となっているのは凶悪犯罪だが、人間の生命を守るためにこれ以上の死刑の適用拡大は必要ないと考えている」と述べた。3月6日、下院は拒否権を覆すことを可決したが、上院では翌日否決された。

# アジア・太平洋地域

## 中国- 薬物処刑の適用拡大

1月3日、最高人民法院の姜興長副院長は中華日報の記者に対し、致死薬注射による死刑執行が増えるだろうと語った。

致死薬注射による処刑は、中国では、刑事訴訟法が修正されたことにより1997年に初めて行なわれたが、現在まで、最も一般的な死刑執行方法は銃殺である。しかし南西部の成都中級人民法院では2008年3月1日以降は銃殺刑を行なわないと決定するなど、処刑方法は変化しつつある。

姜興長副院長によれば、404の中級人民法院がすでに致死薬注射によって死刑を執行しているという。「致死薬注射はより人道的だと考えられており、将来的にはすべての中級人民法院で使われることになるでしょう」と副院長は述べた。米国などの国では、致死薬注射による処刑は時間が長くかかり、死刑囚が苦痛を感じているように思われることが多発している。

詳しくは、アムネスティの報告書『People's Republic of China: The Olympics Countdown - crackdown on activists threatens Olympic legacy』（英文、ASA 17/050/2008、2008年4月2日）を参照。オンラインでも閲覧可能。

[http://asiapacific.amnesty.org/apro/aproweb.nsf/pages/Olympics/\\$File/ASA170502008.pdf](http://asiapacific.amnesty.org/apro/aproweb.nsf/pages/Olympics/$File/ASA170502008.pdf)

## インドネシア- バリ島で3人のオーストラリア人が死刑を免れる

2008年3月6日のジャカルタ・ポスト紙の報道によれば、いわゆる「バリの9人」のうち3人(マシュー・ノーマン、シ・イ・チェン、タン・ドゥック・タン)が最高裁での再審で死刑判決を終身刑に減軽され、銃殺刑を免れた。バリ島へ薬物を密輸入したとして2006年に最高裁が上訴審で終身刑を死刑に引きあげたため、3人は死刑囚となっていた。

「バリの9人」のうち別の3人は引き続き死刑執行に直面している。スコット・ラッシュ、ミュラン・スクマラン、アンドリュウ・チャンは薬物犯罪に対する死刑の妥当性について憲法裁判所に異議を申し立てたが、2007年10月に棄却された。

残る3人は長期の拘禁刑に服している。レネ・ロレンスは20年、マイケル・チュガイとマーティン・スティーブンスは終身刑である。

## 朝鮮民主主義人民共和国- 15人が即決処刑

中国との国境を越えようとした15人が処刑された。

この15人は女性13人と男性2人で、2月末に北東部の穩城(オンソン)の橋の上で射殺された。

韓国NGO「グッド・フレンズ」のニューズレターによれば、朝鮮民主主義人民共和国の高官は、この処刑は「人びとに警告を与えるため」に行なわれたと述べたという。

慢性的な食糧不足で、朝鮮民主主義人民共和国の多くの人びとが食糧その他の必需品を求めて中国への危険な旅を余儀なくされている。アムネスティは朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、繰り返し、即決処刑をやめるよう呼びかけている。

# ヨーロッパ・中央アジア地域

## ベラルーシ- 3件の死刑執行

シャルヘイ・マロゾー、イハル・ダンチャンカ、バレリー・ハルバティ(バレリー・ゴルバティ)の3人が2月5日に処刑された。3人は、1990年から2004年の期間にホメリ地方で重大犯罪を行なったとして有罪となり、2006年12月1日に最高裁で銃殺刑の判決を受けていた。2007年10月9日、犯罪団体のリーダーだったマロゾーと助手のダンチャンカはさらに別の犯罪でも裁判にかけられ、その罪でも死刑判決を受けた。裁判はどちらも、3人が収容されているミンスク拘置所で行なわれた。裁判が終わると拘置所は治安部隊に包囲された。執行のニュースは2008年2月に最高裁の事務局長を通してベラパン通信社が報じた。弁護人の1人は、マロゾーの死亡証明書が出身地であるホメリ地方の登録事務所に送付されたと述べた。

2007年11月、アリヤクサンドル・シャルヘイチクが処刑されたと伝えられた。

ベラルーシは、旧ソ連のヨーロッパ諸国のうちで唯一、今も死刑を執行している国である。同国は、「計画的な加重殺人」およびその他の12の通常犯罪に死刑を定めている。現時点では、2007年の執行数はわかっていない。執行方法は、後頭部からの射殺で、死刑囚本人にも親族にも執行予定日の正式通知はなく、親族は、遺体の埋葬場所も知らされない。

ベラルーシでは死刑をめぐる秘密主義によって、これまでも死刑囚の遺族の人権が侵害されてきた。国連人権委員会は、ベラルーシにおける死刑判決に関連して、見解887/1999号で、「執行日と埋葬場所が完全に秘密にされ、遺体の引き渡しを拒否された遺族は納得できず、精神的苦痛を受ける。これは、遺族への故意のいやがらせ、あるいは処罰である。人権委員会は、息子の死刑執行予定日を当局が母親(申し立て人)に当初通知しなかったことや、その後も墓地の場所を一貫して知らせなかったことは、申し立て人に対する非人道的取扱いであり、拷問および非人道的な取扱いを禁止した自由権規約第7条違反であると考え」と述べた。

# 中東地域

## 未成年時犯罪者に対する死刑を定めたアラブ人権憲章発効

2008年1月24日、アラブ人権憲章(ACHR)の批准国が必要な数に達し、60日後の3月24日、発効した。同憲章では、死刑は「犯罪が行なわれた時に効力を有していた法律にのっとり合法的な法廷による確定判決に従い、最も凶悪な犯罪に対してのみ」適用できるとしている。またさらに、「死刑判決を受けた者は誰でも、恩赦や減刑を求める権利を有する」(第6条)と定められている。

しかし、ACHR第7条(a)には、18歳未満の者に対する死刑判決の禁止規定を無効にするような規定がある。第7条(a)は、「18歳未満の者に死刑は適用されない。ただし、犯罪が行なわれた時に効力を有していた法律に定められている場合はこの限りではない」と規定している。これは明らかに、子どもの権利条約第37条(a)および自由権規約(ICCPR)第6条5項に違反している。これら2つの条項は、犯行時に効力を有していた国内法の規定にかかわらず、犯行時18歳未満の者に死刑を言い渡すことを絶対的に禁止している。アラブ連盟加盟国は、パレスチナとソマリアを除いて、すべての国が子どもの権利条約の締約国であり、また、アルジェリア、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、ソマリア、スーダン、シリア、チュニジア、イエメンはICCPRの締約国でもある。

## イラン- ポルノビデオ制作に死刑

2008年1月29日、アハマディネジャド大統領は違法な映像活動への関与に対する刑罰について文化・イスラム指導省に新法を公布した。この法律のA節第3条では、無理強いしたり意志に反したりしてポルノ作品を制作した者や、性的搾取を目的としてポルノ作品を制作した者、ポルノ作品制作の責任者などが死刑を言い渡されることになる。

## イラン- 公開処刑を禁止

2008年1月29日、シャハルディ司法長官が公開処刑を禁止する布告を出した。今後、公開処刑には、司法長官の承認が必要となる。マスメディアも、処刑のようすを報道することを禁じられた。

## サウジアラビア- 2人の外国人が緊急行動の対象に

3月31日、アムネスティはサウジアラビアで死刑に直面している3人の外国人の緊急行動(UA 116/07)要請を出した。

ヨルダン国籍のメハンナ・サード(22歳)とカナダ国籍のモハメド・コハイル(23歳)は同時に死刑判決を受けたことがわかった。2人は上訴した。棄却されればすぐに処刑される危険がある。

モハメド・コハイルの弟スルタン(17歳)も当初は死刑判決を受けるおそれがあったが、4月5日、1年の拘禁刑と200回のむち打ち刑を言い渡された。この判決は破棄院(最高裁)で再審理され、再審のため第一審裁判所に差し戻される可能性がある。この第一審裁

判所は、被告人が17歳であっても死刑判決を言い渡す権限を持つ。サウジアラビアは子どもの権利条約の締約国であり、18歳未満の時の犯罪について何人も死刑にしてはならないという義務を負っている。

モハメド・コハイルとメハンナ・サードは、シリア人の少年を殺害したとして起訴された。少年は、2007年1月に学校の校庭での騒ぎで死亡した。コハイルとサードは2008年3月に死刑判決を受けたが、裁判は、公正な裁判の国際基準を満たしていなかったと伝えられている。当初2人は、自白の強要のため1カ月半の間隔離拘禁された。ジェッダの第一審裁判所での審理は9回以上も行なわれた。弁護士は最後の1、2回だけ出廷を許可されたが、被告人に不利な証拠に異議を申し立てることは許されなかった。

# 国連

## 国連- 58 カ国が不賛同を表明

2008年2月2日、58カ国の国連代表部の代表が潘基文国連事務総長に対し、2007年12月18日に国連総会で採択された、「死刑の適用の一時停止」と題された決議62/149号について、「現行国際法の規定に反して死刑の適用の一時停止や廃止を導入する試みに、一貫して反対すること」を、記録するよう望む文書を提出した。

12月の国連総会での表決で反対票を投じたベリーズ、チャド、インド、米国の4カ国は、この口上書に署名していない。一方で、本会議で棄権した8カ国(中央アフリカ共和国、赤道ギニア、エリトリア、フィジー、ギニア、ラオス、スワジランド、アラブ首長国連邦)が口上書に署名した。